

# 開局時間のご案内

月・火・水・金 9:00-18:00  
土 9:00-13:00

木曜日・日・祝日 休み (24時間対応)

●夜間・休日等加算の対象時間

平日19:00-閉店まで 土曜日13:00-閉店まで

※1月2-3日 12月29-31日は休日扱い

※営業時間外の時間外調剤料について

時間外加算 18:00-22:00 6:00-8:00 深夜加算 22:00-6:00

休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月30日-翌年1月3日)



緊急連絡先 080-4161-8317

# 薬局の管理および運営は以下のとおりです



許可区分 | 薬局



開設者

株式会社うさぎ薬局

代表取締役

白石 誠一郎



取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品

第一類医薬品

指定第二類医薬品

第二類医薬品

第三類医薬品



管理薬剤師(受付・調剤・在庫管理・薬局管理)

在宅業務・OTC販売等)

1名

勤務する薬剤師(受付・調剤・在宅業務等)

3名

勤務する登録販売者(販売・情報提供・相談)

1名

薬剤師

白衣:名札に氏名及び「薬剤師」

登録販売者

事務制服:名札に氏名及び「登録販売者」

その他の勤務者

事務制服:名札に氏名



営業時間

9:00-18:00(月・火・水・金)

9:00-13:00(土)

休日:木曜日・日・祝

医薬品の購入または譲り受けの申し込みを受理する時間は上記営業時間とする

営業時間外の相談時間

携帯電話にて対応

080-4161-8317



薬局の名称・許可番号・許可年月日・所在地・有効期間

薬局開設許可証(別掲)を参照

# 取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

## 要指導 医薬品

## 第1類 医薬品

## 第2類 医薬品

## 第3類 医薬品

医療用から市販用に変わつた、特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が使用方法や注意点を書面で説明し、対面販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

使用上特に注意が必要な薬です。

これらの薬を購入する際には、薬剤師が書面を用いて重要な情報を提供し、販売を行います。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類医薬品は使用上の注意が必要な薬です。指定第2類医薬品は第2類医薬品の中でも特に注意が必要な薬です。使用前には「してはいけないこと」を必ず確認してください。

これらの薬は薬剤師または登録販売者が重要な情報を提供し、販売を行います。商品は直接手に取つて確認することができます。

要指導医薬品や第1類、第2類医薬品以外で比較的安全性が高いと認められている一般用医薬品です。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供を行い、販売いたします。これらの商品は、直接手に取つて確認することができます。

## 健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

## 苦情相談窓口

清水薬剤師会  
054-348-3993

# 私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局は、「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、質の高いサービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。個人情報の適正な取扱いを保証するため、以下の措置を講じます。

- 関連する法令やガイドラインを厳守します。
- 個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します。
- 安全管理措置をし、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します。
- 個人情報を取得する際は、使用目的を明示し、同意を得た上でのみ利用します。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 業務委託時には、委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します。
- 個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します。

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)
- 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- その他、個人情報の取扱い

# 皆さまの個人情報を厳重に取り扱っています

当薬局では、良質かつ適切なサービスを提供するため、皆様の個人情報を厳重に取り扱っています。個人情報の管理に関する当薬局の基本方針に従い、情報の保護に努めています。個人情報の取り扱いに関してご質問や不明点があれば、どうぞお気軽に問い合わせください。

当薬局は、個人情報を下記の目的達成に必要な範囲で利用いたします

- 当薬局での調剤サービス提供や業務改善のための基本情報収集
- 患者様の安全な医薬品使用のための情報収集(副作用歴、既往歴、アレルギー情報、体質、併用薬、住所、緊急連絡先など)
- 病院、診療所、他の薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携や照会対応
- 医療保険関連業務(調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会や回答など)
- 薬剤師賠償責任保険等に関わる保険会社や弁護士への相談や届出
- 当薬局内の薬剤師や医療事務の教育・研修、薬学生の実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- 学会や学術誌への発表・報告時の個人情報の匿名化(同意が必要な場合は同意を取得)
- 上記以外に、個別に利用目的を明示した場合においては、その利用目的の達成のため

当薬局の業務の一部を外部に委託することがあります。十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定するとともに、委託先に対しては必要かつ適切な監督を行い契約等にて個人情報の保護水準を担保します。

ご提供いただいた個人情報は下記に該当する場合を除き、第三者に開示することはありません。

- ご利用者から同意をいただいたとき
- 当社との秘密保持契約を締結の業務委託先に必要な範囲で開示する場合

# 調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料は以下の通りです。また、患者様が薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。

※患者様の個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。もし疑問やご質問がありましたら、遠慮なく当薬局のスタッフにご相談ください。



調剤基本料 3 のイ · · · · · 24点

後発医薬品調剤体制加算 3 · · 30点

医療 DX 推進体制整備加算 2 · · 8点

連携強化加算 · · · · · · · 5点

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者様についても明細書の発行が義務付けられております。

処方箋受付数は月1,800回以下、グループ内の薬局数は300店舗未満、グループ全体の合計受付数は月4万回以上40万回以下です。医薬品取引価格の妥結率は5割以上で、地方厚生局に報告済みです。特定医療機関からの賃貸関係はありません。後発医薬品の調剤率は50%以上です。非常時対応のための連携体制が整えています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行ってています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。



当薬局では、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

# 訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 介護保険の方

### 居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導



同一建物居住者以外

518単位/回



同一建物居住者

379単位/回 (2-9人)

342単位/回 (10人以上)

1単位=10円 10単位=10円 (1割負担) 30円 (3割負担)  
自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

## 医療保険の方

### 在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650点/回



同一建物居住者

320点/回 (2-9人)

290点/回 (10人以上)

1点=10円 10点=10円 (1割負担) 30円 (3割負担)  
自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

うさぎ薬局鶴舞店 管理薬剤師 平野 美幸

静岡県知事指定介護保険事業所 第2244211898号

TEL 054-368-5982

FAX 054-368-5983

緊急電話 080-4161-8317 (24時間対応)

調剤だけでなくおくすり相談や  
健康チェックも行っています

おくすり相談

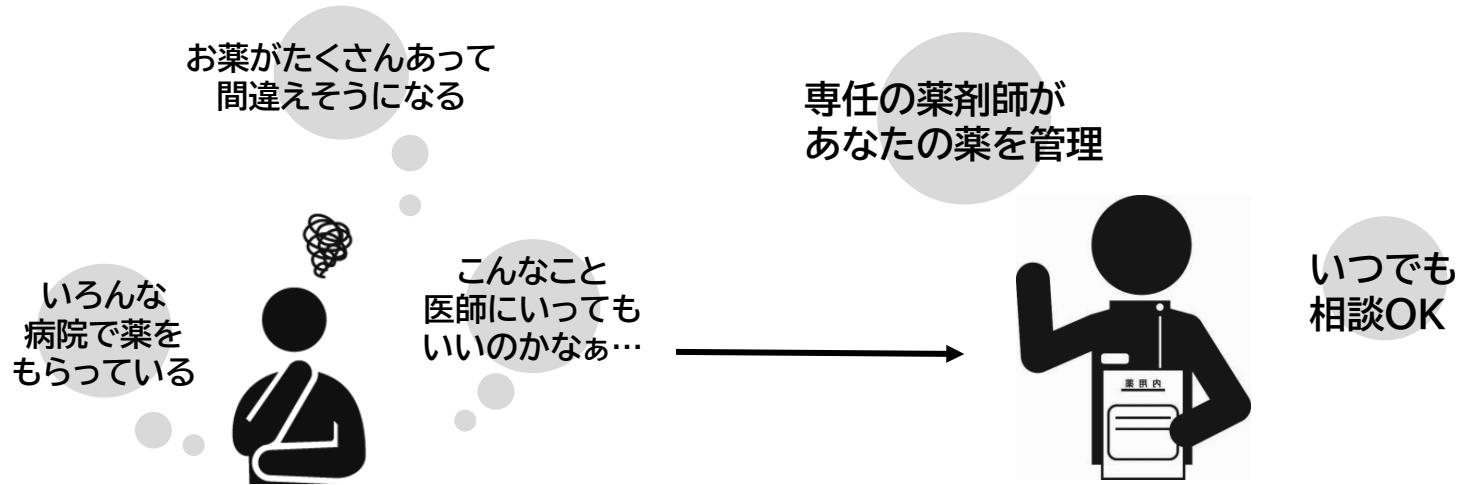
健康チェック



日頃よりご利用いただいている皆さん、ご近所の皆さん、お薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

# お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週32時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

# 保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付(健康保険から給付される医療費)と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

## 薬剤の容器代



点眼容器	50円
水剤容器	30ml: 50円
	60-500ml: 50円
軟膏容器	30g: 50円
その他	50円

## 患者希望による一包化



1回につき  
500円  
※医師の指示があれば  
保険適用となります

## 長期収載品の選定療養



2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品(特許期間を終了した医薬品)を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

## 患者希望による 甘味料などの添加



1日分につき  
10円

## 患者さん宅への薬の持 参料・在宅医療の交通費



1回につき  
500円

## 患者希望による 服薬カレンダー



1日4回1週間分  
1,500円~

# 取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助・更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療・一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療・更生医療・育成医療
- 児童福祉法→療育の給付・障害児施設医療・小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療・児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



# 医療DXで、安心安全の服薬支援を行っています

## マイナ保険証利用の促進

マイナンバーカードの保険証利用促進など、医療DXで質の高い医療を目指しています。



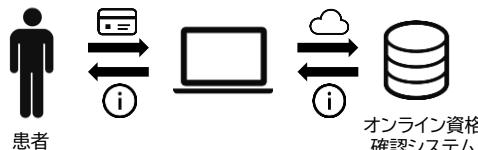
## 電子処方せんの活用

電子処方せんは、オンライン資格確認システムを使い、医師・薬剤師間でお薬情報を連携します。重複処方や飲み合わせの危険性を減らせます。

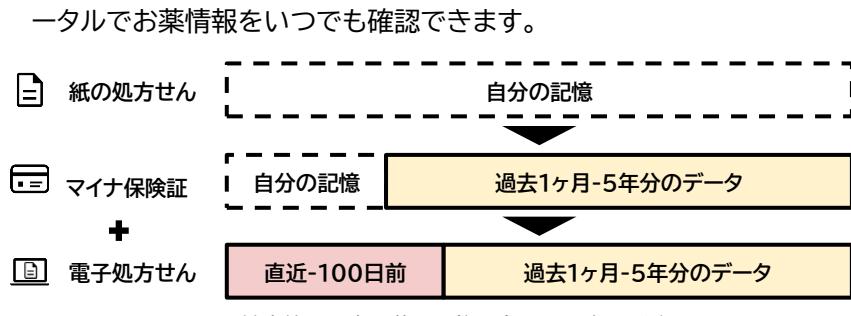


## オンライン資格確認等システムの活用

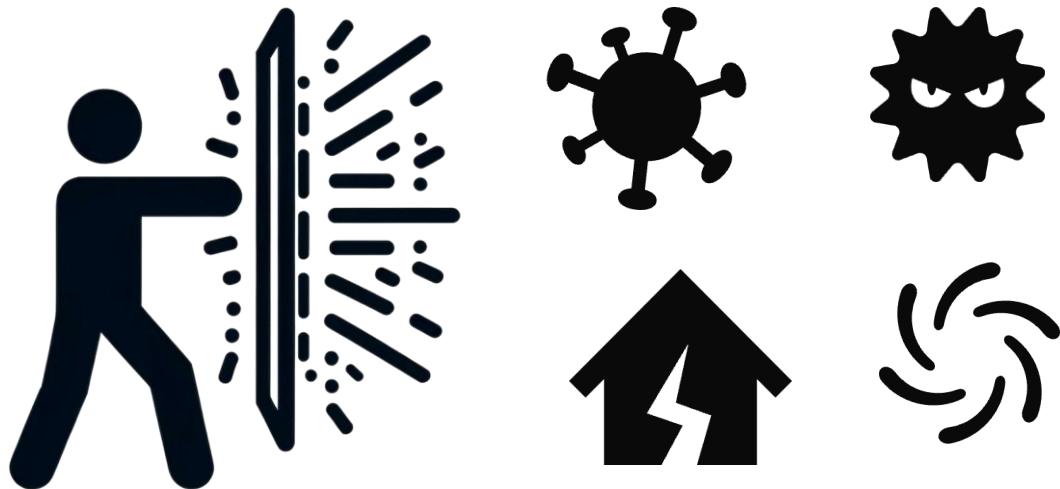
オンライン資格確認で患者さんの診療・薬剤情報を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。



※オンライン資格確認の個人情報利用は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみに限られ、本人の同意なく他の目的に利用できません。



# 感染・災害発生時に対応できる体制を備えています



当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも迅速に対応できる体制を備えています。

他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

# 医薬品の供給に関するお願い

この数年、一部のお薬が全国的に手に入りにくい状況が続いています。これは、主に一部の医薬品の製造工場でトラブルが発生し、生産が遅れていることが原因です。加えて、新型コロナなどの感染症の流行によって、特定の医薬品の需要が急増していることも影響しています。

薬の供給状況により、以下の変更をお願いする場合がございます。



- ・同一成分・同一薬効薬への変更
- ・処方日数の変更

お薬の変更や処方日数の調整を行うにあたり、医師に確認させていただく場合がございます。そのため、調剤にお時間をいただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

当薬局では、必要な医薬品を確保するため、地域の薬局間で医薬品の融通を行い、処方せんを発行した医療機関と積極的に情報共有に努めています。

# 2024年10月から薬の自己負担が変わります

## 長期収載品の選定療養について



長期収載品の選定療養ってなに？

- 先発医薬品(長期収載品)を選択する場合、価格差の一部をご負担いただきます。
- 医療上の理由がない限り、「特別の料金」+消費税が加算されます。
- この料金は薬局の収入にはなりません。
- 医療保険財政の改善を目的としています。

※医師・薬剤師の判断、供給不安定な品目は対象外。

※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選択。

※薬剤料以外の費用は、これまでと変わらず。

先発医薬品  
2024年9月まで



ジェネリック医薬品



先発医薬品  
2024年10月-



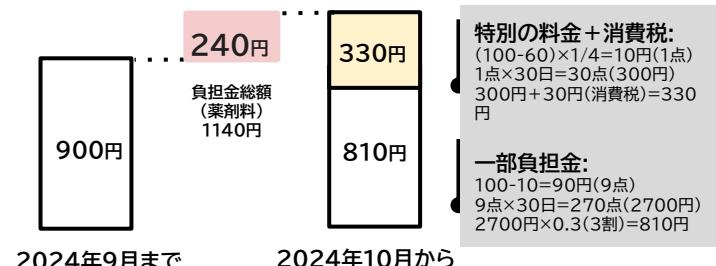
\*特別の料金:先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1。さらに消費税が追加されます。



どのくらい高くなるの？

先発薬とジェネリックの差額の1/4に消費税を加えた額が特別料金となり、一部負担金が加算されます。例えば差額40円の場合、特別料金は10円+消費税です。自己負担額は個々で異なるため、詳しくは薬局でご確認ください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)  
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

**生活保護法指定**

**指定労災保険局**

## 調剤報酬点数表（令和7年4月1日施行）

第1節 調剤技術料			令和7年3月12日 日本薬剤師会作成
項目	届出	主な要件・算定上記	点数
調剤基本料		追方審査付1回につき	
① 調附基本料 1	○	①～④以外、または医療過誤の少ない地域に所在する保険薬局 追方審査付回数および中率車、または、その他の既定料金に相当する保険薬局 追方審査付回数と合計して合計回数の算定	45点
② 調附基本料 2	○	①～④以外、または医療過誤の少ない地域に所在する保険薬局 追方審査付回数と合計して合計回数の算定	29点
③ 調附基本料 3	○	①～④以外、または医療過誤の少ない地域に所在する保険薬局 追方審査付回数と合計して合計回数の算定	35点
④ 特別調附基本料 A	○	四つ手ルートの保険薬局の追方審査付回数（または種類）の合計 および当該医療の集中率が、次のいずれか該当する保険薬局 ① 月3万回以上～4万回以下、且つ中率車、または、その他の既定料金に相当する保険薬局 月4万回以上～5万回以下、且つ中率車、または、その他の既定料金に相当する保険薬局 月5万回以上～6万回以下、且つ中率車、または、その他の既定料金に相当する保険薬局 ② 特別の保険医療機関に係る医療費を月4,000回以上 ③ 特別の保険医療機関に係る医療費を月4,000回以上 ※1、保育園・幼稚園の保育医療機関は中率車もしくは保険医療機関が同一の場合は、当該追方審査付回数を算定	1) 24点 2) 19点 3) 35点
⑤ 特別調附基本料 B	-	保険医療機関特別料金の算定料金と併用する場合、保険医療機関特別料金は▲90%で算定 ※1、調附基本料に算定料金と併用する項目（一年を除く）は算定不可 ※2、1次手に▲2種類以上の中率車の算定料金は▲10%で算定	5点
分割調附（医療施設の併用性等） (後発医薬品の試用)		1回分割料付（1回の回目のみ）	5点
他の支給割引制度		調附基本料 1の保険薬局、基本体制・必須1+選択2以上	32点
他の支給割引制度 2		調附基本料 1の保険薬局、基本体制・選択8以上	40点
他の支給割引制度 3		調附基本料 1以外の保険薬局、基本体制・必須2+選択1以上	10点
他の支給割引制度 4		調附基本料 1以外の保険薬局、基本体制・選択8以上	32点
連携強化料		災害・新規薬物の開発等による臨時連携強化料	5点
後発医薬品割引制度料金算定割引料金 1、2、3		後発医薬品割引制度料金が20%以上、85点以下、90%以上 ～後発医薬品割引制度料金が50%以下、50点以下以下の保険薬局を除く	加算1：21点、2：28点、3：30点 △5点
在宅薬事会合料金算定割引料金 1		在宅薬事会合料金が50%以下、50点以下以下の保険薬局を除く	15点
在宅薬事会合料金算定割引料金 2		①回数料金の算定料金、①医療用麻薬（注射薬）の備蓄・無回取料金と処理料金 または、②分娩・小児特定料金、カタログ実績料2回、高額度管理薬剤料 または、③分娩・小児特定料金、カタログ実績料2回、高額度管理薬剤料	50点
医療用D種別処置強化料金算定割引料金 1		電子取扱薬、電子薬歴、マイケ保険料 45%以上、マイケ実績料2回、月1回まで	10点
医療用D種別処置強化料金算定割引料金 2		電子取扱薬、電子薬歴、マイケ保険料 30%以上、マイケ実績料か、月1回まで	8点
医療用D種別処置強化料金算定割引料金 3		電子取扱薬、電子薬歴、マイケ保険料 15%以上ほか、月1回まで	6点
薬剤科料		1割につき、3割分まで	24点
内服薬		1割につき、3割分まで	21点
外服薬		1割につき、3割分まで	19点
内服用液剤		1割につき、3割分まで	10点
無効処理料		1割につき、3割分まで	10点
中・重症疾患用輸液	○	1回につき、次に射用量を含み 2以上の注射薬を混合（生食理塗水等で希釈する場合を含む） 以降を含む以上の注射薬を混合（＊）または原液を無限に充填	69点（6歳未満 17点） 79点（6歳未満 14点） 69点（6歳未満 13点） 麻薬 70点、麻薬以外 8点
麻薬		1回につき、3割分まで	45点
麻薬等加算料（麻薬・向精神薬、覚醒剤原剤、毒薬）	1回につき、3割分まで	7点につき 20点 20点につき 45点	
自家製剤料（内服薬）		自家製剤料を割いた場合は20/100に相当する点数を算定	7点につき 20点 20点につき 45点
锭剤、丸剤、カプセル、散剤、顆粒剤、1次剤		1回につき	90点 75点 45点
散剤・顆粒剤（内服薬）		1回につき	90点 75点 45点
自家製剤料（外用薬）		1回につき	90点 75点 45点
錠剤、H-片剤、軟膏、散剤、顆粒剤、リコット剤、坐剤		1回につき	90点 75点 45点
溶液		1回につき	90点 75点 45点
自家製剤料（外用薬）		1回につき	90点 75点 45点
溶液		1回につき	90点 75点 45点
混合内服膏加算		1回につき *内服膏・外服膏・外用膏	35点 45点 80点
散剤、颗粒剤		基礎額 = 調附基本料（加算料） + 薬用調剤料 + 無回取料金と無効処理加算	基礎額の100%（時間外）、 +調整料 140%（日休）、200%（深夜）
散剤・液剤		追加料	40点
時間外・深夜料		追加料	40点

## 第2節 薬事管理料

項目	届出	主な要件・算定上記	点数
調附管理料		处方審査付1回につき、薬剤服用記録の記録・管理	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日以上 60点
内服薬のみ		内服薬 1剤につき、3割分まで	4点
① 2点以外		重複投与・相互作用等防止加算	内服薬 1回につき、4点
○		追加料	内服薬調整以外 40点、乳児調剤時 3点
調附管理加算		重複投与間隔から合計5種類以上の中内服薬が処方されている患者	初回処方時 3点
医療情報収集加算		～オンライン専用調剤票、1回につき、乳児調剤時	2回目以降（处方変更・追加） 1点
医療管理指導料		① 3回以内 ② 3回以上 ③ 3回者、老人福祉施設入所者 ④ 乳児用器具を使用（オンライン）	～オンライン専用調剤票、3回まで、乳児調剤時 59点 ～オンライン専用調剤票、3回まで、乳児調剤時 45点 ～オンライン専用調剤票、3回まで、乳児調剤時 22点
麻薬管理指導加算		厚生労働大臣が定める医療安全衛生法に該当する医薬品	新たに处方 10点、指導の必須 5点
特定期理指掌加算 1	○	抗生素・抗生物質等の内服薬の算定料金に基づく指掌、対象薬の最初の処方時1回	100点
特定期理指掌加算 2	○	抗生素・抗生物質等の内服薬の算定料金に基づく指掌、対象薬の最初の処方時1回	5点
特定期理指掌加算 3	○	抗生素・抗生物質等の内服薬の算定料金に基づく指掌、対象薬の最初の処方時1回	10点
乳幼児照護指導加算	○	～3月以内の再販料（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	12点
小児特定料		～3月以内の再販料（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	350点
收入案指掌加算		喘息などは慢性呼吸器病の患者の3人に1回まで	30点
～3月以内の再販料（手帳による情報提供あり）またはそれ以外		～3月以内の再販料（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	13点
处方受付料		～3回まで、乳児調剤時	59点
～3回以上		～3回以上、乳児調剤時	22点
特定期理指掌加算 4	○	厚生労働大臣が定める医療安全衛生法に該当する医薬品	新たに处方 10点、指導の必須 5点
抗生素・抗生物質等の内服薬の算定料金に基づく指掌、対象薬の最初の処方時1回		～抗生素・抗生物質等の内服薬の算定料金に基づく指掌、対象薬の最初の処方時1回	100点
外用乳児照護料		～1回まで	5点
外用乳児照護料 2		～1回まで	12点
特定期理指掌加算 5		～1回まで	100点
乳幼児定期照護料		～1回まで	12点
乳幼児定期照護料 2		～1回まで	350点
小児定期照護料		～1回まで	30点
入院者指掌加算		喘息などは慢性呼吸器病の患者の3人に1回まで	291点
カタログ実績前乳児管理料		～1回まで	185点
外用乳児照護料 3		～1回まで	34点/7日分、43日分以上 240点
定期連携料		人所への定期連携料～2回以上以上、月1回まで	50点
内服用乳児定期照護料		内服用乳児定期照護料～2回以上以上、月1回まで	125点
内服用乳児定期照護料 2		内服用乳児定期照護料～2回以上以上、月1回まで	30点
内服用乳児定期照護料 3		内服用乳児定期照護料～2回以上以上、月1回まで	60点
調附後楽剤管理指導料		地域連携体制の算出を行っている保険薬局、月1回まで	実績あり 110点、それ以外 90点
1) 糖尿病・高血圧の患者の算出を行っている保険薬局、月1回まで		1) 糖尿病・高血圧の患者の算出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
2) 他の算出を行っている保険薬局、月1回まで		2) 他の算出を行っている保険薬局、月1回まで	60点
瓶詰情報等提供料 1		保護者連絡用の算出を行っている保険薬局、月1回まで	30点
瓶詰情報等提供料 2		～1回まで	20点
瓶詰情報等提供料 3		～1回まで	100点（オンライン 22点）
在宅患者訪問薬剤管理指導料		合計2～4回まで（定期的・緊急時の算出）は59点を算定する場合	650点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 2		～6回まで（定期的・緊急時の算出）は59点を算定する場合	320点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 3		～10回まで（定期的・緊急時の算出）は59点を算定する場合	59点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 4		オンラインの場合は在宅患者訪問料につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者用持注注射療法治加算		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	250点
乳幼児用持注		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	100点（オンライン 12点）
小児特定料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養料加算		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	150点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	500点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 2		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	200点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 3		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	59点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 4		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	100点（オンライン 22点）
在宅患者用持注注射療法治加算		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	250点
小児定期料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	100点（オンライン 12点）
在宅中心静脈栄養料加算		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	450点（オンライン 350点）
在宅患者訪問薬剤管理指導料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	150点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 2		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	100点（オンライン 22点）
在宅患者訪問薬剤管理指導料 3		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	250点
在宅患者訪問薬剤管理指導料 4		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	500点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	200点
経営支援料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	70点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	100点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料 2		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	250点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料 3		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	450点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料 4		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	700点
調附料共同指導料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	100点
在宅患者訪問薬剤管理指導料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	250点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	450点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料 2		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	700点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料 3		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	100点
在宅患者定期・重複投与・相互作用等防止管理料 4		～6歳未満の乳幼児の場合は在宅患者用持注注射療法治加算	250点
在院外共同指導料		～6歳未満の乳幼児の場合は在院外共同指導料	600点

## 第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
"（所定単位につき15円を超える場合）	"	10円又はその額を増すことによる点
多剤投与時の減算措置	1处方につき7種類以上の中内服、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

## 第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

## 介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
住宅営業管理指導費、介護予防住宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》 ① 単一建物居住者 1人 ② 単一建物居住者 2~9人 ③ 単一建物居住者 10人以上 ④ 携帯通信機器を用いた指導指導	51.8単位 37.9単位 34.2単位 46単位 100単位
麻薬管理指導加算	合計で月4回まで（未開封の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%